

優良事業者等 評価制度

2024

申請の手引き



公益財団法人 大阪タクシーセンター

はじめに

優良事業者等評価制度（以下「評価制度」といいます。）は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の規定により、平成 27 年 11 月に大阪市域交通圏が特定地域に指定され、同地域に設置された地域協議会において作成された特定地域計画に基づくものです。

特定地域計画は、「適正化」と「活性化」に区分されており、活性化メニューの中に「良質なサービスの選択性の向上策」として事業者と運転者の評価制度が組み込まれています。

地域協議会には活性化策について議論する分科会が設けられ、その中でも評価制度は、その重要性から、制度策定のためのワーキンググループが設けられ、7 回にわたって検討がなされました。

ワーキンググループにおいては、評価にあたって必要となる評価委員会設置要綱や実施要領が検討され、令和元年に公平公正の担保と同時に透明性の確保のため、公益財団法人大阪タクシーセンターを事務局とする委員会を設け、評価制度を推進することとされました。

この制度は、東京地域では平成 14 年、横浜地域では平成 25 年から実施されておりますが、大阪地域における評価制度は、他の地域とは違った 2 つの特徴があります。

一つは、申請主義であること。

地域内のすべての事業者を対象とするものではなく、あくまでも申請された事業者を評価対象とするところ。

そして、もう一つは、評価対象は事業者だけでなく運転者も対象とするところです。

この評価制度により、すべての事業者、すべての運転者がタクシー業務の適正化、輸送の安全及び利用者の利便の確保に取り組み、公共交通として位置づけられたタクシーの社会的役割を果たしていこうとするものです。

なお、令和 3 年 4 月、北摂交通圏における特定地域計画が認可がなされたことから、令和 3 年度からは大阪市域交通圏に加え、北摂交通圏においても評価制度を推進することとなりました。

目次

はじめに

第1 優良事業者等評価制度について

1 制度の趣旨.....	1
2 概要.....	1
3 事業者の評価方法.....	2
4 認定期間等.....	4
5 優良運転者の選定.....	4
6 個人タクシー事業者の取扱.....	4
7 優良表示票.....	5
8 優良事業者の公表.....	5
表1 優良事業者等評価制度の評価ポイント.....	6

第2 申請手続等について

1 申請の主体.....	7
2 手続きの流れ.....	7
3 認定申請.....	8
4 認定申請が行えない事業者.....	10
5 認定の通知.....	10
6 優良運転者の選定.....	10
7 優良運転者名簿の作成・提出.....	10
8 優良表示票の交付等.....	10
9 その他.....	11
申請書類等記載例.....	13
優良事業者認定申請書（第1号様式）.....	14
優良運転者名簿（第4号様式）.....	15
リアプラー用優良表示票追加交付申請書（第6号様式）.....	16
優良表示票再交付申請書（第7号様式）.....	17
申請書類等様式.....	19

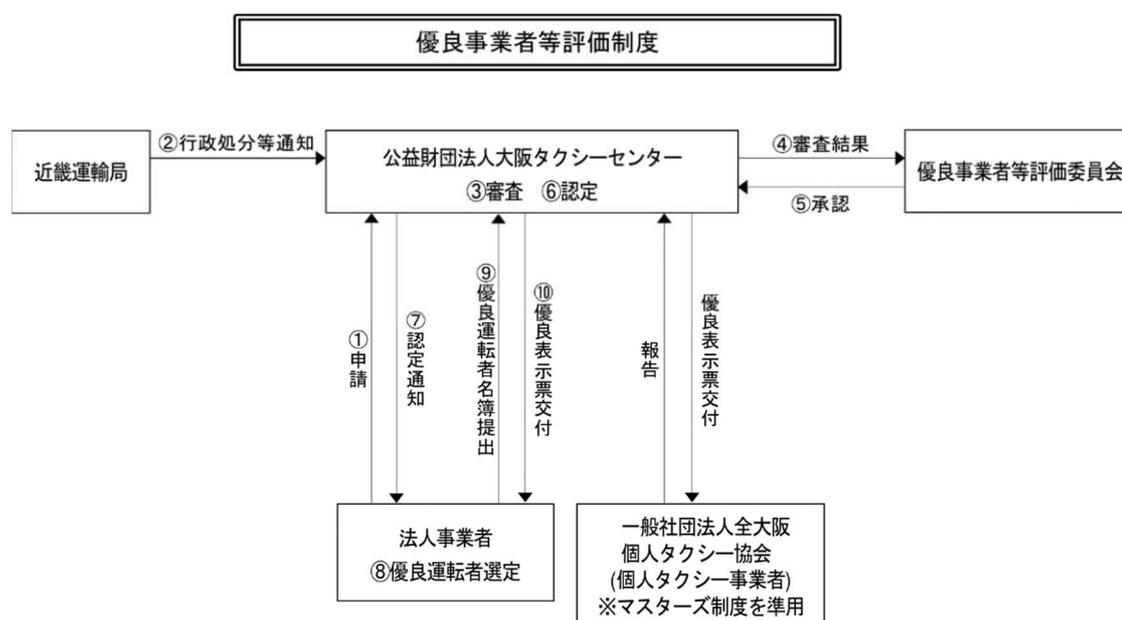
第1 優良事業者等評価制度について

1 制度の趣旨

評価制度は、タクシー業務適正化特別措置法(以下「タク特法」といいます。)に基づく大阪特定指定地域内の大阪市域交通圏及び北摂交通圏のタクシー事業者(福祉輸送限定事業者を除きます。)を対象として、タクシー事業の業務の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とするものです。

2 概要

評価制度は、公平、中立な評価が必要不可欠となることから、優良事業者の認定機関として公益財団法人大阪タクシーセンター(以下「センター」といいます。)が主体となり、タクシー事業者の組織する団体、タクシー運転者の組織する団体、学識経験を有する者及び地域住民、近畿運輸局、センターで構成する優良事業者等評価委員会を設立し推進します。



評価制度は、優良事業者認定を受けようとする事業者(個人タクシー事業者を除きます。)からの申請に基づき、センターが審査し、優良事業者等評価委員会の承認を得て、センターが優良事業者の認定を行います。

3 事業者の評価方法

事業者の評価は100点を付与し、接客・サービス及び安全・運行管理について該当する事項については減点、加点措置に該当する事項については加点することとし、点数配分は「優良事業者等評価制度の評価ポイント」(表2(P.6))を評価基準として、点数を算出、91点以上の事業者を優良事業者とします。

ただし、輸送実績報告書を提出していない(輸送実績がない場合を含む。)事業者、所属する運転者が悪質な違反案件(酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物使用運転、救護義務違反、無免許運転)を惹起している事業者は認定の対象から除外します(優良事業者として認定されることはありません。)

減点措置の事項は次の(1)接客・サービス及び(2)安全・運行管理、加点措置の事項は(3)加点措置のとおりです。

(1) 接客・サービス

ア 苦情事案評価

運輸局に苦情として申告のあった事案で、事実調査の結果、法令違反又は不適正な行為として認められる事案について評価します。

評価に当たっては、実働車両数(評価対象期間に係る輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)の延実働車両数を評価対象期間の日数で除した車両数をいいます。以下同じ。)1台当たりの苦情件数比率により減点する点数を定めています。

(評価時期～運輸局において処理を終えた日)

イ 指導事案評価

センターが道路運送法及びタク特法等関係法令に違反する行為の防止及び是正を図るための指導業務において、タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱(平成18年9月1日 運輸局長通達(近運達甲第34号))に基づき措置した事案について評価します。

評価に当たっては、実働車両数1台当たりの累積違反点数により減点する点数を定めています。

(評価時期～指導については指導を行った日、苦情事案については処理を終えた日)

(2) 安全・運行管理

ア 公安通報事案評価

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の34に基づき、都道府県公安委員会から運輸局に通知されるタクシー車両の最高速度違反及

び駐停車違反等の通報事案について評価します。

評価に当たっては、実働車両数1台当たりの公安通報比率により減点する点数を定めています。

(評価時期～運輸局に通報のあった日)

イ 労基通報事案評価

労働局から運輸局へ通知のあった過労防止等通報事案について評価します。(評価時期～運輸局に通報のあった日)

ウ 事故報告事案評価

自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づき、事業者から運輸局へ報告された重大事故報告事案で、報告した事業者側に主たる原因がある事案について評価します。

評価に当たっては、実働車両数1台当たりの事故報告比率により減点する点数を定めています。

(評価時期～運輸支局が対象事業者へ運行管理者特別講習受講通知を行った日)

エ 行政処分事案評価

運輸局の行政監査又は苦情等に基づく行政処分事案について評価します。

行政監査に基づく行政処分の評価の車両停止処分に当たっては処分内容に応じて、苦情等による行政処分の評価に当たっては実働車両数1台当たりの行政処分日車及び文書警告比率により減点する点数を定めています。

(評価時期～行政処分のあった日)

(3) 加点措置

ア ISO39001取得評価

イ ISO14001又はグリーン経営認証取得評価

ウ ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)保有状況評価

エ 主要疾病検査状況評価

事業者補助のある人間ドック、脳ドック又は睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等(労働安全衛生法に定める健康診断を超える項目について実施している場合)の実施状況について評価

オ 適齢診断等受診評価

65歳以上の運転者の適齢診断、高齢者講習及び高齢運転者安全運転研修の受診又は受講状況について評価

4 認定期間等

認定期間は、認定日の属する年の10月1日から翌年9月30日
評価対象期間は、申請前年の4月1日から申請年の3月31日
です。

今年度の認定期間は、

令和6年10月1日から令和7年9月30日

これに対応する評価対象期間は、

令和5年4月1日から令和6年3月31日

となります。

5 優良運転者の選定

優良事業者は、当該事業者に所属する登録運転者のうち、評価対象期間において、無事故無違反であった者の中から、事業者の責任において優良運転者を選定します。

優良事業者は、優良運転者として選定しようとするものが無事故無違反であることを、自動車安全運転センター発行の**運転記録証明書等**により確認し、また、次の状況を勘案して優良運転者を選定することとします。

- 当該運転者に対する苦情等の状況
- 当該運転者の「乗務員マニュアル」（輸送秩序確立連絡協議会発行）又はDVD教材「乗務員マニュアル」（一般社団法人大阪タクシー協会制作）に示されているタクシー運転者として配意すべき接客、安全等への取組状況

6 個人タクシー事業者の取扱

個人タクシーの優良事業者は、一般社団法人全国個人タクシー協会が実施する優良個人タクシー事業者認定制度により、「ふたつ星」、「マスター」の称号を受けた事業者及び新たに個人タクシーとなった「ひとつ星」事業者とします。

7 優良表示票

優良運転者が乗車する車両には優良表示票（第5号様式）を表示することとします。

表示位置は、車内ダッシュボード上と左リアピラー部分とします。

ただし、優良事業者が希望する場合は、右リアピラー部分の同位置にも表示することができます。

優良表示票は、次のとおりです。

ダッシュボードに掲出する優良表示票



リアピラーに表示する優良表示票



これらの優良表示票はセンターが交付（有料）します。

8 優良事業者の公表

優良事業者については、センターホームページ等により公表します。

公表する内容は、事業者名、住所、電話番号です。

表 1

優良事業者等評価制度の評価ポイント

接客・サービス	苦情事案評価	対象評価事案 評価方法	近畿運輸局に苦情として申告のあった事案について評価 実働車両数1台当たりの苦情件数比率による減点		
		減点数	苦情件数比率	0%超5%未満	1点
				5%以上10%未満	2点
				10%以上15%未満	3点
				15%以上	4点
	指導事案評価	対象評価事案 評価方法	タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱に基づく評価 実働車両数1台当たりの累積違反点数による減点		
		減点数	累積違反点数	0点超0.2点未満	1点
				0.2点以上0.4点未満	2点
				0.4点以上0.6点未満	3点
				0.6点以上0.8点未満	4点
0.8点以上	5点				
安全・運行管理	公安通報事案評価	対象評価事案 評価方法	最高速度違反及び駐停車違反等の通報事案に係る評価 実働車両数1台当たりの公安通報比率による減点		
		減点数	公安通報比率	0%超5%未満	1点
				5%以上10%未満	2点
				10%以上15%未満	3点
				15%以上20%未満	4点
				20%以上25%未満	5点
				25%以上30%未満	6点
				30%以上35%未満	7点
				35%以上40%未満	8点
				40%以上45%未満	9点
	45%以上			10点	
	※大幅な最高速度違反（超過速度が一般道路30km/h以上、高速道路等40km/h以上）については2件カウント				
	悪質な違反案件（酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物使用運転、救護義務違反、無免許運転）については認定除外				
	労基事案通報評価	対象評価事案 評価方法（減点数）	労働局から近畿運輸局へ通報のあった事案について評価 労働局通報事案1通につき5点		
		事故報告事案評価	対象評価事案 評価方法	自動車事故報告規則に基づき事業者から近畿運輸局へ報告された重大事故報告事案について評価 実働車両数1台当たりの事故報告比率による減点	
減点数			事故報告比率	0%超5%未満	2点
				5%以上	4点
				※死亡事故については2件カウント	
行政処分事案評価	対象評価事案 評価方法（監査）	近畿運輸局の行政監査に基づく行政処分事案及び苦情等に基づく行政処分事案について評価 行政処分事案に基づく減点			
	減点数	車両停止処分	20日車以下	5点	
			21日車以上50日車以下	10点	
			51日車以上190日車以下	15点	
			191日車以上	20点	
		文書警告処分	2点		
	評価方法（苦情等）	実働車両数1台当たりの行政処分日車及び文書警告比率による減点			
	減点数	車両停止処分	0日車超2日車未満	5点	
2日車以上4日車未満			10点		
4日車以上			15点		
文書警告処分		0%超5%未満	2点		
	5%以上	4点			
加点措置	・ISO39001取得評価			3点	
	・ISO14001又はグリーン経営認証取得評価			2点	
	・UDタクシー保有状況評価（保有車両数に対する導入率10%以上）			1点	
	・主要疾病検査状況評価（事業者補助のある人間ドッグ、脳ドッグ、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等（労働安全衛生法に定める健康診断を超える項目について実施している場合））			1点	
	・65歳以上の運転者に対する適齢診断、高齢者講習及び高齢運転者安全運転研修の受講又は受講状況評価（毎年いずれかを実施）			1点	

201912

なお、個人タクシー事業者にあつては、一般社団法人全大阪個人タクシー協会（以下「個人タクシー協会」といいます。）が、本制度の適用を受ける個人タクシー事業者をセンターに報告し、センターは必要分の優良表示票を個人タクシー協会に交付することになっております。

3 認定申請

優良事業者の認定を受けようとするときは、「優良事業者認定申請書」（第1号様式）によりセンターに申請してください。

認定申請は、年に1回です。

令和6年度の申請期間は、令和6年7月1日（月）から同年7月31日（水）までです。

(1) 申請方法

① 窓口で申請

下記、担当課へ必要書類を提出してください。

② 郵送で申請

郵送は、令和6年7月31日（水）の消印（受付印）まで有効とします。

[宛先]担当課

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見4丁目5番9号

公益財団法人 大阪タクシーセンター 企画課あて

電話 06-6933-5620

③ オンラインで申請

センターホームページから、申請してください。

詳細は、トップページ[優良事業者等評価制度]サイトの

オンライン申請

から、入力フォームに必要事項を入力し送信してください。

なお、申請には、加点措置に係る資料の添付ができます。該当する事業者は、これらを証明する資料を申請書に添付してください。

① ISO39001取得評価

評価対象期間中にISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）を取得していることを証明する書面の写し

② ISO14001又はグリーン経営認証取得評価

評価対象期間中にISO14001（環境マネジメントシステム）を取得していることを証明する書面の写し、又はグリーン経営認証を取得していることを証明する登録証等の写し

③ ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の保有状況評価

評価対象期間中におけるユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタ

タクシー」といいます。)の保有車両台数が事業所の保有車両数に対する導入率が10%以上であることを証明する保有車両一覧表等

例えば、事業者において保有しているタクシーの総車両台数と保有しているUDタクシーの型式、登録番号を一覧表にして提出してください。

UDタクシーとは、国土交通省が標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定した車両(「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定型式一覧」参照)とします。

標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定型式一覧							
物流・自動車局 旅客課							
「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」(平成24年3月28日付け国自旅第192号)認定要領第6第5項に基づき、認定された標準仕様ユニバーサルデザインタクシーについて、次のとおり公表します。							
1. 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定件数							
令和6年5月22日現在							
認定自動車製作者等名	レベル準1	レベル1	レベル2	合計			
日産自動車	0	3	0	3			
トヨタ自動車	5	3	0	8			
2. 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定型式一覧							
○レベル1							
認定番号	車名	型式	自動車製作者等名	主要諸元			
				長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	乗車定員 (名)
NI12UDT-001	ニッサン	DBA-M20改	日産自動車	440	169	185	5
NI12UDT-002	ニッサン	DBA-M20	日産自動車	440	169	185	5
NI12UDT-003	ニッサン	DAA-HC26	日産自動車	468	169	186	7
TO12UDT-001	トヨタ	DAA-NTP10	トヨタ自動車	440	169	175	5
TO12UDT-002	トヨタ	DAA-NTP10	トヨタ自動車	440	169	175	5
TO12UDT-003	トヨタ	6AA-NTP10	トヨタ自動車	440	169	175	5
○レベル準1							
認定番号	車名	型式	自動車製作者等名	主要諸元			
				長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	乗車定員 (名)
TO12UDT-004	トヨタ	5BA-MXPC12G	トヨタ自動車	426	169	169	5
TO12UDT-005	トヨタ	6AA-MXPL12G	トヨタ自動車	426	169	169	5
TO12UDT-006	トヨタ	6AA-ZWR92W	トヨタ自動車	469	173	189	7
TO12UDT-007	トヨタ	6BA-MZRA97W	トヨタ自動車	469	173	189	7
TO12UDT-008	トヨタ	6BA-MZRA92W	トヨタ自動車	469	173	189	7

④ 主要疾病検査状況評価

事業者補助のある人間ドック、脳ドック又は睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等(労働安全衛生法に定める健康診断を超える項目について実施している場合)の実施状況について評価

事業者補助のある人間ドック等(労働安全衛生法に定める健康診断を

超える項目について実施している場合) を実施する旨の社内規程及びその実施状況を明らかにした書面の写し

⑤ 適齢診断等受診評価

65 歳以上の運転者の適齢診断、高齢者講習及び高齢運転者安全運転研修の受診又は受講状況について評価

65歳以上75歳に達しない運転者の全てが評価期間中に適齢診断、高齢者講習又は高齢運転者安全運転研修のいずれかを受診又は受講した結果を証明する受診状況一覧表等

4 認定申請が行えない事業者

次に該当する事業者は、認定申請ができません。

- ① 評価対象期間（申請前年の4月1日から申請年の3月31日）を満たさない事業者
- ② 評価対象期間中に事業停止の行政処分を受けた事業者
- ③ 評価対象期間中にセンターの調査により、優良事業者が後記6記載のとおり優良運転者を選定していないと認められた場合
- ④ 評価対象期間中に優良事業者として認定された以外の事業者が、優良表示票を事業用車両に表示していた場合

5 認定の通知

認定申請に係る認定審査結果は、センターから申請事業者に「優良事業者認定審査結果通知書」（第2号様式）により通知します。

認定の通知は、令和6年8月下旬を予定しています。

センターは、認定事業者に対し優良事業者に認定された事業者に対し「認定証書」（第8号様式）を交付するものとする。



6 優良運転者の選定

優良事業者は、所属する運転者のうち、

- 評価対象期間中において、無事故無違反であったものの中から、
 - ・ 当該運転者に対する苦情等の状況
 - ・ 当該運転者の「乗務員マニュアル」（輸送秩序確立連絡協議会発行）又はDVD教材「乗務員マニュアル」（一般社団法人大阪タクシー協会制作）に示されているタクシー運転者として配慮すべき接客、安全等への取組状況

を勘案して優良運転者を選定することができます。

無事故無違反であることを、自動車安全運転センター発行の**運転記録証明書等**により確認してください。

優良事業者に認定される前に評価対象期間中の自動車安全運転センター発行の運転記録証明書等を取得している場合であれば、改めて取得して確認する必要はありません。

7 優良運転者名簿の作成・提出

優良事業者は、選定した優良運転者の名簿を作成し、「優良運転者名簿の提出について」（第4号様式）により、センターへ提出してください。

8 優良表示票の交付等

(1) 交付

センターは、**優良運転者名簿の提出があった人数の範囲内で、必要とされる枚数の優良表示票**を交付します。

優良表示票の表示位置は、車内ダッシュボード上と左リアピラー部分です。

なお、優良事業者が希望する場合は、右リアピラー部分の同位置にも表示することができます。

(2) リアピラー用優良表示票の追加交付

右リアピラー部分にも優良表示票の表示を希望する場合は、センターに「リアピラー用優良表示票追加交付申請書」（第6号様式）を提出し、リアピラー用の優良表示票の追加交付を受け、表示してください。

(3) 優良表示票の費用

優良表示票は優良事業者の費用負担となります。

ダッシュボード用優良表示票	30円	カード
リアピラー用優良表示票	150円	マグネットシート

(4) 優良表示票の管理

交付された優良表示票を善良に管理してください。

優良表示票は、優良事業者が法人タクシー事業者の場合は、登録タクシー運転者証と優良表示票を一体で管理してください。

(5) 優良表示票の再交付申請

優良表示票を紛失、汚損又は破損した場合は、センターに「優良表示票再交付申請書」（第7号様式）により再交付申請してください。

9 その他

(1) 認定審査結果の開示

認定申請した事業者は、センターからの認定審査結果通知後1か月に限り、センターに対して自らの審査内容の開示を求めることができます。

審査内容の開示は、「優良事業者審査内容開示請求書」（第3号様式）により請求してください。

(2) センターによる調査

センターは、優良事業者が優良運転者の選定について、適正になされているかを当該優良事業者に対して調査することがあります。

当該調査により、優良運転者として選定された者が優良運転者としての要件を確認していないことが判明した場合は、次年の認定期間に係る認定申請ができなくなります。

この場合、優良事業者は速やかに当該優良運転者が選定要件を満たしているか確認し、満たしていなかった場合には、当該運転者の優良運転者の選定を取り消さなければならないとされています。

申請書類記載例

- 1 優良事業者認定申請書（第1号様式）……………14
- 2 優良運転者名簿の提出について（第4号様式）……………15
- 3 リアピラー用優良表示票追加交付申請書（第6号様式）……………16
- 4 優良表示票再交付申請書（第7号様式）……………17

第1号様式（第8条関係）

記載例	優 良 事 業 者 認 定 申 請 書
	年 月 日
	公益財団法人大阪タクシーセンター会長 殿
	申 請 者 住 所 大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 氏 名 株式会社 〇〇交通 代表取締役社長 〇〇〇〇
事業者名及び住所	株式会社 〇〇交通 大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
評 価 対 象 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
認 定 期 間	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> ISO39001取得を証する書面の写し <input type="checkbox"/> ISO14001又はグリーン経営認証取得を証する書面の写し <input type="checkbox"/> UDタクシー保有状況（保有車両数に対する導入率10%以上）を記載した書面 <input type="checkbox"/> 主要疾病検査状況（労働安全衛生法に定める健康診断を超える項目について実施）を記載した書面 <input type="checkbox"/> 65歳以上の運転者に対する適齢診断、高齢者講習及び高齢運転者安全運転研修の受診又は受講状況（毎年いずれかを実施）を記載した書面

- 備考 1 添付書類欄は、添付する書類の□にレ印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

公益財団法人大阪タクシーセンター 殿

事業者名 株式会社〇〇交通

優良運転者名簿の提出について

優良運転者名簿を提出します。

なお、評価対象期間中、当該運転者が無事故・無違反であった旨の確認は、自動車安全運転センター発行の運転記録証明書等により確認しています。

優良運転者名簿

	氏名	登録番号	備考
1	〇〇 〇〇	1 2 3 4 5 6	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第6号様式（第21条関係）

記載例

リアピラー用優良表示票追加交付申請書

年 月 日

公益財団法人大阪タクシーセンター会長 殿

申請者

住所 大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 〇〇交通

代表取締役社長 〇〇〇〇

下記のとおりリアピラーに表示する優良表示票の追加交付を申請します。

記

1 事業者名及び住所

株式会社 〇〇交通

大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

2 追加交付枚数

〇 〇 枚

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第7号様式（第21条関係）

記載例

優良表示票再交付申請書

年 月 日

公益財団法人大阪タクシーセンター会長 殿

申請者

住 所 大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社 〇〇交通

代表取締役社長 〇〇〇〇

下記のとおり優良表示票の再交付を申請します。

記

1 事業者名及び住所

株式会社 〇〇交通

大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

2 再交付を受ける理由

リアピラー用優良表示票1枚を紛失したため。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

申請書類等様式

1	優良事業者認定申請書（第1号様式）	20
2	優良事業者認定審査結果通知書（第2号様式）	21
3	優良事業者審査内容開示請求書（第3号様式）	22
4	優良運転者名簿の提出について（第4号様式）	23
5	リアピラー用優良表示票追加交付申請書（第6号様式）	24
6	優良表示票再交付申請書（第7号様式）	25

これらの様式は、大阪タクシーセンターホームページからダウンロードすることができます。

第1号様式（第8条関係）

優 良 事 業 者 認 定 申 請 書

年 月 日

公益財団法人大阪タクシーセンター会長 殿

申 請 者

住 所

氏 名

事業者名及び住所	
評価対象期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
認定期間	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
添付書類	<input type="checkbox"/> ISO39001取得を証する書面の写し <input type="checkbox"/> ISO14001又はグリーン経営認証取得を証する書面の写し <input type="checkbox"/> UDタクシー保有状況（保有車両数に対する導入率10%以上）を記載した書面 <input type="checkbox"/> 主要疾病検査状況（労働安全衛生法に定める健康診断を超える項目について実施）を記載した書面 <input type="checkbox"/> 65歳以上の運転者に対する適齢診断、高齢者講習及び高齢運転者安全運転研修の受診又は受講状況（毎年いずれかを実施）を記載した書面

- 備考 1 添付書類欄は、添付する書類の□にレ印を付すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

優 良 事 業 者 認 定 審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

殿

公益財団法人大阪タクシーセンター
会 長

下記のとおり優良事業者認定審査の結果を通知します。

記

1 事業者名及び住所

2 審査結果

3 審査内容

評価点数 点

(A-B+C)

(内容)

基礎点数 (A)	減点措置 (B)	接客・サービス		安全・運行管理						加点 (C)	
		苦情	指導	公安通報	労基通報	事故報告	行政処分(監査)		行政処分(苦情等)		
							車両停止	文書警告	車両停止		文書警告
100											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

優良事業者審査内容開示請求書

年 月 日

公益財団法人大阪タクシーセンター会長 殿

申請者

住所

氏名

下記のとおり優良事業者審査内容の開示を請求します。

記

- 1 事業者名及び住所
- 2 評価対象期間
- 3 開示を請求する評価項目及びその内容

年 月 日

公益財団法人大阪タクシーセンター 殿

事業者名

優良運転者名簿の提出について

優良運転者名簿を提出します。

なお、評価対象期間中、当該運転者が無事故・無違反であった旨の確認は、自動車安全運転センター発行の運転記録証明書等により確認しています。

優良運転者名簿

	氏名	登録番号	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

リアピラー用優良表示票追加交付申請書

年 月 日

公益財団法人大阪タクシーセンター会長 殿

申 請 者

住 所

氏 名

下記のとおりリアピラーに表示する優良表示票の追加交付を申請します。

記

1 事業者名及び住所

2 追加交付枚数

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

優良表示票再交付申請書

年 月 日

公益財団法人大阪タクシーセンター会長 殿

申請者

住所

氏名

下記のとおり優良表示票の再交付を申請します。

記

1 事業者名及び住所

2 再交付を受ける理由